

令和 8 年 8 月 26 日

徳島県知事 殿

黄色セル内を記入してください
(オレンジ色セル内は自動計算)
エクセルファイルのままメールで提出が可能です。
押印は不要です
申請しないメニューは空白でかまいません。

(申請事業者)
所在地 徳島県徳島市万代町 1 - 1
名 称 ○○株式会社
代表者職・氏名 代表取締役 徳島 太郎

徳島県「共働き・子育て」応援奨励金交付申請書兼実績報告書

徳島県「共働き・子育て」応援奨励金の交付を受けたいので、徳島県「共働き・子育て」応援奨励金交付要綱第 7 条の規定より申請します。
なお、以下に記載した事項は事実と相違ありません。
また、本申請の審査に必要な範囲で、申請内容の確認を行うことに同意します。

1 交付申請額 金 350,000 円

2 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 すだち 花子 連絡先（電話番号） 088-621-0000

3 申請内容

企業情報	主たる業種	小売業（飲食業含む）												
	資本金の額又は出資の総額	1,000	万円											
	常時雇用する労働者数	40	人（令和 8 年 10 月 1 日現在）											
	「はぐくみ支援企業」の認証	認証済												
	県が実施する指定の経営層向けセミナーの受講状況	受講済	（令和 8 年 8 月 25 日受講）											
	厚生労働省の両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）の一部助成の有無	新規雇用（育児休業）	有	※申請しようとする対象労働者の同一の育児休業について、左記助成金のうち 「新規雇用（育児休業）」の場合は奨励金区分② 「手当支給等（育児休業）」の場合は奨励金区分③との併給はできない。										
手当支給等（育児休業）	無													
育児休業取得者に関する情報（※1）	取得者の氏名（フリガナ）		阿波 育夫 （ アワ イクオ ）											
	取得者が勤務する事業所及び所属・職名		所在地：徳島県徳島市〇〇町1-1											
			事業所名：〇〇株式会社 本社											
			所属・職名：営業部 主任											
	育児休業の取得状況	子の生年月日	令和 8 年 4 月 2 日											
		育児休業取得期間	a. 令和 8 年 5 月 1 日 ~ 令和 8 年 6 月 15 日											
			b. 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日											
			c. 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日											
			d. 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日											
		※分割取得した場合は各段に分けて記載すること。												
		(ア) a~dの合計				(イ) うち交付対象外の日数				(ウ) 交付対象の日数 (ア) - (イ)				
		46 日				1 日				45 日				
申請額	奨励金区分	① 男性の育休取得促進奨励金		200,000				円						
		② 代替人員確保奨励金		-				円						
		③ 同僚への応援手当奨励金		100,000				円						
		④ 仕事と不妊治療の両立支援奨励金		50,000				円						
	①~④の計		350,000				円							
	既交付決定額（※2）						円							
	今回交付申請額（※3）		350,000				円							

- ※1 育児休業取得者に関する情報は、奨励金区分①~③を申請する場合に記入すること。
 ※2 申請年度に既に本奨励金の交付の決定を受けている場合はその金額を記載すること。
 ※3 奨励金区分①~④の合計は50万円/年度まで

4 奨励金の算定

① 男性の育休取得促進奨励金

要件の確認	確認
○通算28日以上の子育休取得した実績がある。	○
申請額の算定	
申請額	200,000 円

② 代替人員確保奨励金

要件の確認	確認
○育休取得者の育休期間中に、取得者の代替人員として新たな労働者を雇用した期間がある。 ※既に企業内で雇用している労働者を代替人員として充て、当該労働者の代替人員として新たな労働者を雇用した場合を含む。	
○新たに雇用した労働者は、育休の対象となる男性労働者の配偶者の妊娠の事実を知った日以降に雇用している。 ※原則、育休申請書の提出日以降であること。	
申請額の算定	
(ア) 交付基準額	
交付対象の子育休月数 月 × 20万円 =	円
(イ) 対象となる代替人員確保のための実支出額	円
申請額：(ア)と(イ)を比較して少ない方の額(1,000円未満切捨て)	円

③ 同僚への応援手当奨励金

要件の確認	確認
○育休取得者が属する部署等の労働者に対し、育休取得者の業務を代替したことに対して手当を支給している。	○
○申請額には、時間外勤務手当など業務の代替により発生した労働時間に対する手当を含めていない。	○
申請額の算定	
(ア) 交付基準額	
交付対象の子育休月数 2 月 × 10万円 =	200,000 円
(イ) 対象となる手当の実支出額	100,000 円
申請額：(ア)と(イ)を比較して少ない方の額(1,000円未満切捨て)	100,000 円

④ 仕事と不妊治療の両立支援奨励金

要件の確認	確認
○不妊治療に係る休暇制度を就業規則等に規定し、従業員が利用した実績がある。	○
申請額の算定	
申請額	50,000 円

5 宣誓事項 ※該当する場合「○」を付すこと。

徳島県「共働き・子育て」応援奨励金の申請にあたり、要綱を確認し、下記のことを誓約します。

- | | |
|---|--|
| ○ | 交付要綱第1条の趣旨を確認し、「共働き・子育て」を応援する職場環境づくりに取り組みます。 |
| ○ | 要綱第3条に規定する対象となる交付対象事業者の要件をすべて満たすとともに、
第5条に規定する不交付者要件には該当しません。 |

(参考) 交付対象事業者の要件

- (1) 県内に本社または事業所を有する中小企業等であること。
- (2) 雇用保険適用事業所であること。
- (3) 県の「はぐくみ支援企業」の認証を受けていること。
- (4) 県が実施する指定の経営層向けセミナーを奨励金の申請を行う年度内に1回以上受講済であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ・ 政治団体
 - ・ 宗教上の組織又は団体
- (6) 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 次の労働者がいること。
 - 【奨励金区分①～③の場合】
 - ・ 雇用保険の被保険者として雇用されている男性労働者であること。
 - ・ 交付対象事業者の県内の事業所に勤務する労働者であること。
 - ・ 令和7年4月1日以降に育児休業を取得していること。
 - ・ 育児休業終了後に職場復帰し、申請日まで雇用保険の被保険者として継続して雇用していること。
 - 【奨励金区分④の場合】
 - ・ 雇用保険の被保険者として雇用されている労働者であること。
 - ・ 交付対象事業者の県内の事業所に勤務する労働者であること。
- (8) その他、県が適切ではないと判断する者ではないこと。

(参考) 不交付者の要件

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- | | |
|---|---|
| ○ | 徳島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。 |
| ○ | 奨励金の申請にあたって、不正はありません。 |
| ○ | 奨励金の関係書類については、要綱に基づき適切に整備、保管、管理します。 |
| ○ | 要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、奨励金の交付を受けた事業者名、
対象施設名等の情報を公表されることに同意するとともに、奨励金を県に返還します。 |